

ショートステイ八軒ふくろうの森

ユニット型短期入所生活介護及び指定予防介護短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人いちはつの会が開設するショートステイ八軒ふくろうの森短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 1 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ① 名称 ショートステイ八軒ふくろうの森
 - ② 所在地 札幌市西区八軒9条西10丁目1番13号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(介護予防も合算して表記する)

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 短期入所従業者
医師 1名(非常勤兼務 1名)
医師は、入居者の健康管理及び診療上の指導を行なうとともに、事業所の衛生管理の指導を行う。

生活相談員 1名（常勤兼務 1名）

生活相談員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

看護職員 1名（常勤専従 1名）

看護職員は、利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護を行う。

介護職員 地域密着型特別養護老人ホーム八軒ふくろうの森職員含め 15名

（うちショートステイ八軒ふくろうの森職員 常勤兼務 4名非常勤専従1名）

介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

機能訓練指導員 1名（非常勤兼務 1名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

管理栄養士 1名（常勤兼務 1名）

栄養士は、利用者の健康に十分配慮した食事を提供し、利用者の嗜好や摂取機能にも配慮した食事を提供することを行う。

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

併設利用型 1 ユニット 6 名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割もしくは2割、又は、3割の額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 夜間看護体制

1 送迎に関して

月曜日から金曜日午前9時から午後4時とし、土曜日、日曜日、祝日の送迎は行わない。

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- 1) 滞在費 2,066円(1日あたり)
日常生活費・教養娯楽費 実費
 - 2) 食費 1,545円(1日あたり)
 - 3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 4) 理美容代 実費
 - 5) 施設で洗濯できない衣類の洗濯(クリーニング)を、本人及び家族の希望により行った場合 実費
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
 - 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
 - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

- 第8条 通常の送迎の実施地域は、札幌市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 地域密着型特別養護老人ホーム八軒ふくろうの森と併設のため、ショートステイ八軒ふくろうの森も含め他者の迷惑にならないようにする。
 - ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 1 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所は、入居者に急変が生じた場合、緊急対応マニュアルに沿って対応し、主治医又は協力医療機関の医師、予め入居者毎に定めている医療機関等へ連絡し、救急隊への要請を行うものとする。

附則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規定は、令和8年8月1日より改定する。